

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：木下 正雄
- (2) 代表者職氏名：木下 正雄
- (3) 所在地：京都府京都市伏見区醍醐上山口町3番地19

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

- 平成30年 4月 2日認定「認 1708005468」
- 5月 29日認定「認 1808001854」
- 6月 29日認定「認 1708011877」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年1月19日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。